

速報

北海道議会新庁舎を完全禁煙に！

情報広報部

2020年1月完成予定の北海道議会新庁舎に一部の会派により喫煙所が設置され、建物内が全面禁煙とされない見通しとなったことを受け、当会・長瀬会長は、去る7月25日、北海道庁において庁舎を含む敷地内の完全禁煙を求める記者会見を開いた。

長瀬会長は、過去に道議会全5会派が一致して受動喫煙防止条例の制定を目指したが、喫煙する議員らが難色を示すなどして見送った経緯を踏まえ、「今からでもきっちりした判断をするべきだ」と主張。「受動喫煙防止の名の下に喫煙所を作るのはおかしい。良識を持って判断してほしい」、「どのような対策を講じても、受動喫煙の危害を周囲に与える」などと述べ、庁舎を含む敷地内を全面禁煙とする要望書を、後日改めて知事・議長・副議長・各会派に対し提出することを表明した。

当日は、北海道大学名誉教授の上野 武治先生、日本禁煙学会北海道支部・支部長の松崎 道幸先生ならびに日本禁煙推進医師歯科医師連盟北海道支部・副支部長の廣田 洋子先生も同席。上野先生は、「ICD-10 精神および行動の障害－臨床記述と診断ガイドライン」を示し、タバコは幻覚剤や他の精神刺激剤と同列に記載される精神および行動の障害に分類される有害物質であることを強調した。

喫煙所設置問題は、これまでに市民団体である「北海道の未来を拓く会」が村田憲俊議長と全5会派、鈴木直道知事に公開質問状を提出、日本禁煙学会北海道支部など4団体が同議長、同会派宛てに喫煙所を設置しないよう申し入れ、さらに日本禁煙学会北海道支部は完全禁煙とするよう知事に求める監査請

求を行っている。

これらの経緯を踏まえ、8月6日、長瀬会長は、北海道庁に出向き、鈴木知事に宛てた新庁舎の完全禁煙を求める要望書（次ページ掲載）を浦本元人副知事に提出したほか、高橋 亨副議長ならびに唯一喫煙所設置を検討している道議会自民会派をはじめ、各会派にも手渡した。

道議会こそ能動的に完全禁煙を実行し、道財政の無駄な支出を抑え、道民の健康維持増進に努めていただきたいものである。



記者会見をする長瀬会長



北海道 浦本 元人 副知事（右）



記者会見の様子 1



記者会見の様子 2

要 望 書

北海道議会新庁舎を完全禁煙としてください

日頃、北海道民の健康増進につきまして、特段のご配慮をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、7月1日から健康増進法が一部施行され、全国的には、望まない受動喫煙をなくすための措置が大きく前進しているところですが、建設中の道議会新庁舎に喫煙室設置を要望する会派があると伺っております。

改正健康増進法では行政機関や病院などの「第一種施設」（建物内喫煙は認めないが、受動喫煙を防止する措置をとった屋外の喫煙場所の設置は認める）は、本年7月から原則、敷地内禁煙となります。一方、飲食店など多数の人が利用する「第二種施設」は来年4月から原則屋内禁煙となりますが、「第一種施設」より規制は緩く、煙が外に漏れないなどの対策を施し、国の基準をクリアすれば建物内に「喫煙専用室」を設置することができるとされています。道議会庁舎は「第二種施設」のため、自民党・道民会議の喫煙室設置の要望は法律の条文には反しておりません。

しかしながら、道議会新庁舎に喫煙室を設置することは、改正健康増進法の趣旨に反するだけでなく、道民の健康増進を損ない、道財政に損失をもたらすことが必至であると考えます。

道議会新庁舎を完全禁煙とし、道財政の無駄な支出を抑え、道民の健康増進が図られるよう、主導的に判断されることを切望いたします。

道議会新庁舎に喫煙室を設置することが道民の利益にならない理由を以下に述べます。

① 【法律の趣旨に反し、道議会の権威をおとしめる】

今回の健康増進法の改正は、望まない受動喫煙を防止することが国際常識となったことを背景に、日本政府が国民の健康と福祉の増進に必須であるとの判断のもとに実施されたものです。したがって、官民を問わず、全ての屋内施設を一刻も早く完全禁煙とすることが、本法律の根本的趣旨です。条文に違反しないという理由で、代表的な公的施設であり、道民の健康と福祉の実現のための場である道議会庁舎内に喫煙室を設置することは、健康増進法の趣旨に反するだけでなく、議事機関としての北海道議会の権威をおとしめます。

② 【道民の健康増進を損なう】

道議会の選良の皆様には道民の手本となる役割が課せられております。道議会が完全禁煙の手本を示さなければ、他の官民施設の完全禁煙化が遅れ、受動喫煙による健康被害の防止対策が大きく遅れます。さらに、喫煙室を設置しても、タバコ煙が漏れることは防げません。道議会庁舎に働く非喫煙者、来訪された年少者・妊娠中の方、病気を持たれる方々に受動喫煙被害がもたらされる恐れがあります。また、喫煙室の清掃作業をされる方にも受動喫煙とタバコ臭ばく露（サードハンドスモキング）による健康被害が及びます。もし道議会新庁舎内で喘息発作などの受動喫煙被害が発生した場合、施設設置者である北海道に対して訴訟が起こされる可能性もあります。

③ 【道財政に損失をもたらす】

道議会新庁舎に喫煙室を設置する場合、独立の換気系統設備の追加など設計変更に対応する経費が必要となります。さらに、たとえ喫煙室が設置されても、近い将来に使用禁止となる可能性が大きいことを指摘しない訳にはいきません。なぜならすべての屋内施設をすみやかに完全禁煙とすることが国際的潮流となっているからです。多額の税金を投入した喫煙施設が現在の道議会議員の任期中に、健康増進法の再改正によって使用禁止となる可能性も否定できません。時代の流れを見据えるならば、喫煙室設置の無駄遣いをやめて、真に道民の健康増進に資する事業に貴重な税金を支出されることを望みます。直接工事費用だけで多額の費用を要し、毎年数十万円の維持管理コストが必要との試算も出ております。

以上の理由をご理解いただき、道民の健康と福祉の増進の立場から、道議会新庁舎を完全禁煙とされるよう切望いたします。

令和元年8月6日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道医師会
会長 長瀬 清